

(夕刊) 平成 15 年(2003年) 4 月 9 日 水曜日

地方裁判所支部管内に弁護士がない、いても一人の地域を「弁護士ゼロワン」地域といふ。弁護士過疎地域のことである。

弁護士一人いても過疎地域といわれるのは、民事事件では必ず相手方がいるし、刑事案件でも被害者が相談を受けると犯罪者の弁護人にはなれないからである。熊本地方裁判所には玉名、山鹿、宮地、八代、人吉、天草の六支部があるが、「のうが、八代以外は金部」「弁護士ゼロワン」地域である。山鹿、宮地には

一人もいない。



弁護士ゼロワン

宮崎 定邦 (弁護士)

れない。

なのである。

考えてみれば、商取引の多少の差はあるとも、都会であれ過疎地であれ、ほとんどの人が働き、家庭をつくり、やがては死んでゆく。この間ローン、借金、離婚、相続等々多くの法律問題に遭遇する。裁判所は訴えがなければ解決してくれない。弁護士がないと結局は「手遅れ」「あきのめ」「泣き寝入り」と帰つたが、とにかく、法律相談を要する事件を抱えている。「一人しかいないから」と断

全国で弁護士約二万人のうち、東京に約半数が集中し、弁護士一人当たりの人口は約五千人である。熊本地裁天草支部管内(天草郡市の大矢野町を除く)の人口は約十三万人。まじめにこなそつと思えば休日返上にもなりうるものではない。

今、中央で司法改革が推進され弁護士数を飛躍的に増やせり」といふ。愚痴りながら、待ちがれてい

る。

権利救済、生活救済が困難

記事本文

◎☆きょうの発言＝家の跡取り(宮崎定邦、弁護士)

掲載日 2003/04/16

紙区分 タ刊

面数 02

天草に帰ってきた四年前の今ごろ、初めて事件の依頼を受けた。若いお母さんが泣きながら訴えた。夫の不行状のために三歳の男児を連れ別居し離婚を求めていたところ、夫の両親が「嫁は出てもいいが、孫は〇〇家の跡取りだから」といつて子どもを無理やり連れ去った、というのである。

狭い天草で裁判ざたは周囲の目があるというし、母親の両親も〇〇家の跡取りだから仕方ないといでので、とりあえず直接交渉してみたが、話にならない。やむなく離婚調停を申し立てるよう説得した。

必死に抵抗する夫の両親を裁判所とともに説き伏せて、まず一週間交代で、次に一週間交代で、さらに土曜・日曜だけ夫の両親に、と順次母親のもとに取り戻した。そして約半年後には母親の踏ん張りで親権者となり離婚を成立させて完全に子どもを引き取ることができた。

同種のケースは多い。子どもたちの幸せより、お家第一である。

同じことが遺産分割事件でも少なくない。長男が家の跡取りとして親の遺産を全部引き継ぐのは通例となつてはいるが、その長男に子どもがなないか、あつても女の子の場合、長男が死亡すると兄弟が跡取りとして登場する。

不動産など長男への相続登記がされておらず親の名義のままになつていていることが多いから、遺産分割協議は未了であるとの主張が出てくる。

そして、長男の嫁は出て行けということになる。

その他の事件でも、随所に前近代的な家制度の残滓(ざんし)がこびり付いている。その残滓を一つ一つぎ落としながら(そんな残滓をもつ依頼者への説得も含まれる)事件処理するのに、都合では考えられない労苦が天草にはある。

著作権無し 写真無し 表・イラストなど

文字数 1354

分類語

補助語



記事本文

◎本渡に公設事務所を 日弁連への要望決める 偏在の解消狙う 県弁護士会

掲載日 2003/03/02

紙区分 朝刊

面数 21

県弁護士会(建部明会長、百十二人)は一日、本渡市に弁護士公設事務所を開設するよう、日本弁護士連合会(東京)に要望することを決めた。人吉市に次いで県内二カ所目。熊本市に弁護士が集中し、郡部の住民が司法サービスを受けにくいう問題を解消するのが狙い。
 同日、熊本市京町の県弁護士会館で臨時総会を開き、「設置要望案」を承認した。
 公設事務所は、日弁連が一九九九(平成十一)年から取り組む弁護士過疎偏在対策の一つ。地元の要望を受けて、基金から事務所開設費用などを拠出し、全国の裁判所支部管内で弁護士がいないか、または一人の地域に弁護士を派遣する。今年二月までに人吉市など全国十三ヵ所に設置している。
 県弁護士会はこれまで、二カ所目の候補地として熊本地裁支部の中で弁護士がいない阿蘇、山鹿と、弁護士が一人の玉名、天草の各支部を検討。「熊本市から最も遠く、管内人口が約十三万人と多い」などを理由に本渡市に決めた。
 天草でただ一人の宮崎定邦弁護士(本渡市)は「自己破産が急増し、申し立て代理人はできても破産管財人まで手が回らないほど忙しい。一日も早く弁護士を増やしてほしい」と話している。

著作権 有り 文字数 984

分類語
補助語

写真無し

表・イラストなど

紙面情報

紙面PDF表示

紙面表示

記事本文

⑤現場から=解消されぬ弁護士の地域偏在 もっと身近な存在に 熊本都市圏に一極集中 法曹人口拡大 が力ギギ <現場から>

掲載日 2000/10/01

紙区分 朝刊

面数 04

弁護士に会つたことはありますか？ 相談したり、仕事を依頼したり、会つたことすらない人もかなり多いのではないか。現在、県内の弁護士は百八人。うち百二人が、熊本地裁本庁管内の熊本都市圏に住み、活動している。他の六支部の管内では八代に四人、玉名と天草に一人ずついるだけ。山鹿、宮地、人吉の三支部管内には、弁護士は一人もいない。

玉名と天草の宮崎定邦弁護士(64)は「郡部は人口や企業が集中する都市部に比べ事件の数も規模も小さい。はつきり言えば、弁護士が『もうかる』事件は圧倒的に都会が多いんですよ」と語る。宮崎弁護士は元神戸弁護士会会长。五和町に住む両親の介護のため、昨年四月に帰郷、約四十年にわたり弁護士がいなかつた天草に事務所を構えた。

事務所の書棚には法律書とともに一風変わった木彫りのフクロウが飾られている。フクロウは左手に六法全書、右手に鍼(くわ)、背中に「はかごを背負っている。神戸を去る時、友人の弁護士たちから「天草では弁護士だけでは食つていけないだろから、『半農半弁』といけ」と贈られた」という。

「神戸では大きな労働訴訟や公害訴訟も手掛けたが、天草では破産や倒産、わずかな遺産をめぐる争いや境界争いが大半。仕事の内容はがらりと変わった」と宮崎弁護士。「神戸ではほどんど引き受けることはなかつた」という刑事裁判の国選弁護人も、天草では昨年だけで十件ほどを引き受けた。天草支部で開かれる刑事裁判の約半数を担当している計算になる。

それでも、現在、抱えている事件数は民事、刑事合わせ約四十件。「神戸では多いときは百件近い事件を抱えていたから、ずいぶん楽になりました」と苦笑する。収入も神戸時代の半分程度に減つたという。

日弁連の統計によると、日本の弁護士は約一万七千七百人。うち約八千人が東京、約二千五百人が大阪に集中している。一方で、今年四月未現在、全国二百三の地裁支部のうち、管内に弁護士が一人もないのが三十六ヶ所、一人もいないのが三十五ヶ所に上る。過疎地に住む人にとつて、弁護士は縁遠い存在だ。

宮崎弁護士は「郡部にも司法へのニーズはたくさんある」と強調する。訴訟にまで発展したケースは少ないものの、天草に事務所を構えてからこれまでに二百五十件を超える相談が寄せられた。宮崎弁護士は「司法へのアクセスのにくさが、市民に泣き寝入りやあきらめを生んでいる」と懸念。「裁判官、検事も合わせた法曹人口を拡大させるしかない」と訴える。

内閣の司法制度改革審議会は現在約二万人の法曹人口を年間三千人ずつ増員し、十年間で二・五倍の約五万人に増やす目標値を示している。日弁連も一九九〇年代に入り弁護士偏在への対策に本腰を入れ始め、定期的に弁護士偏在の開設を進めている。

県弁護士会(山之内秀一会长)は、熊本地裁本庁と八代、天草支部管内で既に相談センターを開設済み。十月六日には宮地と人吉にも開設し、残る玉名と山鹿も本年度中の開設を目指している。山之内会長は「市民が利用しやすい司法を実現するには、われわれ弁護士の努力が必要。司法改革はますます弁護士から」と語る。

司法改革のキーワードは「利用しやすい司法」。そのためには、弁護士が市民にとつてより身近な存在になることが必要だろう。地域偏在以外にも、費用や専門分野といった情報提供の不足など、課題は多い。制度改革の議論の一方で、弁護士自身が今まで取り組みは、ぜひ積極的

に進めてもらいたい。(小林義人、社会部)
[地図有り][熊本地裁各支部管内の弁護士数]=

表・イラストなど

写真有り

著作権有り

文字数 1494

分類語
補助語

1		掲載日: 2000-10-01 タイトル: 小林 義人 (社会部)
2		掲載日: 2000-10-01 タイトル: 昨年4月まで 管内に弁護士が1人も いなかつた熊本地裁天 草支部

紙面情報

紙面PDF表示

紙面表示

平成14年の 熊本司法事情

1. 裁判所この一年

平成14年度民事・行政事件新受件数（概数）

熊本地裁管内本庁・支部別新受件数

平成14年

地裁本庁・支部別	熊本 本 庁	熊本地裁管内支部						地裁管内 新受件数
		八代	正名	山鹿	宮地	人吉	天草	
民事・行政総数	17,720	2,347	865	842	838	1,560	1,270	7,722
(ワ) 第一審通常訴訟	1,626	115	78	79	39	79	97	487
(タ) 人事訴訟	74	6	9	6		3	5	29
(手ワ) 手形・小切手訴訟	18	1		7		3	15	26
(レ) 控訴	49							49
(カ) 再審(訴訟)	2							2
(ワネ) 控訴提起	127	12	6	3	3	9	9	42
(ワ受) 飛躍上告受理申立て								
(ワオ) 飛躍上告提起								8
(レツ) 上告提起	8							3
(ソ) 抗告	3							
(カ) 再審(抗告)								
(ソラ) 抗告提起	73	1				2	2	5
(チ) 民事非訟	5				1	1		2
(ヒ) 商事非訟 <small>(企社整理、特別清算を除く)</small>	52	1	6	1	3	2		13
(借チ) 借地非訟								65
(シ) 借地借家臨時処理罹災都市 同接収不動産								
(ヨ) 保全命令	223	47	15	10	3	11	21	77
(うち) 仮処分	(67)	(4)	(8)	(5)		(4)	(3)	(24)
(ホ) 過料	540	85	38	55	12	53	58	301
(エ) 共助	7		1	2		2	2	7
(人) 人身保護								
(モ・人モ・ヲ) 雜	4,674	607	365	350	173	376	262	2,133
(リ) 配当等手続	2,684	440			257	334	258	1,289
民	(うち) 旧法							
事	(ヌ) 不動産等執行	121	11			11	11	17
執	(うち) 旧法							50
行	(ル) 債権等執行	3,307	401			178	259	255
	(うち) 旧法							1,093
	(ケ) 不動産等担保権実行	776	80		25	88	63	256
	(うち) 旧法							1,032
	(ナ) 債権等担保権実行	87	1		1	3	4	9
(企)	企業担保権実行							96
乙	自然人	2,799	515	314	297	125	300	179
破	(うち) 自己破産	(2,790)	(515)	(314)	(296)	(125)	(300)	(179)
産	(うち) 貸金業関係	(2,774)	(515)	(314)	(296)	(125)	(292)	(179)
	法人・その他	92	3	1			4	4
	(うち) 自己破産	(90)	(3)	(1)			(4)	(4)
	(うち) 貸金業関係	(61)		(1)				(1)

1 熊本地裁本庁および支部の概要と弁護士分布

裁判所	管内人口 (概数)	弁護士 (H14/4)	距離	交通手段と所要時間 (本庁から支部)	民事通常事件数 (ワ) 号
地裁本	100万人	104			H5 1494件 H10 1392件
玉名支	18万人	1	29km	JR特急20分 自動車50分	H5 103件 H10 85件
山鹿支	13万人	0	29km	自動車50分	H5 111件 H10 91件
宮地支	7万人	0	52km	JR特急1時間 自動車1時間20分	H5 64件 H10 41件
八代支	22万人	5	43km	JR特急20分 自動車高速1時間	H5 143件 H10 98件
人吉支	11万人	1	97km	JR特急1時間30分 自動車高速2時間	H5 70件 H10 53件
天草支	14万人	1	91km	自動車2時間30分 高速艇2時間	H5 55件 H10 90件

2 熊本県における弁護士数の変遷

年 度	総 数	本庁管内	支 部
昭和40年	63名	46名	17名
昭和45年	66名	48名	18名
昭和50年	73名	55名	18名
昭和55年	87名	63名	14名
昭和60年	95名	77名	13名
平成2年	100名	90名	10名
平成5年	105名	93名	8名
平成11年	111名	104名	7名
平成15年	112名	104名	8名